

平成18年2月8日

栗東市長 國松正一様

栗東市保育園運営検討懇話会  
会長 横山正

## 保育園運営に関する提言

標記について栗東市保育園運営検討懇話会設置要綱第2条に基づき、下記のとおり提言します。

### 記

#### 1. 保育サービスについて

保育園の保育サービスについては、今後、延長保育、低年齢児保育、一時保育、障害児保育のさらなる充実等をふまえ住民ニーズの充実に努められたい。

サービスや対応は保護者の評価につながるので、子ども・保護者にとって魅力ある保育園運営を構築されたい。

栗東市の保育サービスについては、住民のニーズに応えるため、各種の資料の提出を求め検討を行ってきた。

結果、在園児に関しては、延長保育、一時保育、休日保育など利用者の生活スタイルに合わせたサービスを選択・利用できる利用者本位の仕組みを整え、また病後児保育に対しては、医師、看護師が配置された病院内での保育を実施されている。

今後より充実した保育サービスを提供するためには公立保育園、法人立保育園がそれぞれの特色を活かし、多様なニーズに応えるとともに公立保育園としての費用対効果を検討する必要がある。

尚、「栗東市次世代育成支援行動計画」により、今後必要となる「すべての子育て家庭への支援」を保育園は地域における貴重な社会的資源として、また、子育て支援の中核的な拠点として、その社会的役割と責任を担って

いく必要がある。

そのためにも、公立保育園、法人立保育園、子育て支援を行う市民活動団体などが、それぞれの「役割」を認識し、互いの「長所や強み」を発揮しながら取り組むことが必要である。

## 2. 法人立保育園について

栗東市は法人立保育園の安定した運営と保育内容の向上に資するために、法人立保育園に対して助成制度を設けており、多様化する保育ニーズに対応できるサービス提供について適切に対応されたい。

女性の社会進出によって延長保育、一時保育、夜間保育等の特別保育の需要が高まっている。また、病後児保育の必要性も高く、二次感染の予防も含め保護者が安心して預けられる物的、人的環境の充実が必要である。

## 3. 公立保育園の施設整備について

公立保育園は運営費の一般財源化により財政的に厳しい状況にあるが、施設の老朽化および旧耐震構造から年次的な施設整備を図られたい。また食物アレルギーなどにより除去食の必要な子どもが多くなってきていることから子どもの成長発達に応じた食事を提供するために、自園給食が重要であり推進を図られたい。

次世代を担う子どもたちのためにも、自園給食、園の増改築計画は、計画どおり進める必要がある。

#### 4. 公立保育園の民営化について

栗東市では、「総合計画」および「栗東市次世代育成支援行動計画」を策定され推進を図っておられるが、子育てに関する今日的な課題として、保護者の就労機会の増加や就労形態の変化により延長保育、休日保育、一時保育などの多様な保育メニューの展開や、育児に対する不安や負担感などに対応した子育て支援策の充実が強く求められている。

これまで栗東市においては、公立保育園と法人立保育園において保育サービスを進めてきたがお互いの「役割分担」をさらに推し進め保育メニューの拡充や「行動計画」で定める子育て支援施策の拡充のために公立保育園の民営化についても実施すべき時期であると考えている。

民営化は、多くの課題解決をする手法として効果が上がる一つでないかと考える。「民間で出来ることは、民間に委ねる」という基本的な考え方に立って公私の役割分担をさらに推し進め、民間の活力を導入しながら市全体の保育や子育て支援の拡充を図れることから、公立保育園の設置運営を民間に移管する等の検討をされたい。

今日までの現状、課題として、栗東市においては、公立保育園のみで住民のニーズに应运えてきた経緯がある。しかし、社会状況の変化、税源移譲に伴い公立保育園での運営が厳しくなってきたことから、保護者のニーズに対して満足いく保育サービスが提供できているか検証する必要がある。

現実に幼稚園の3年保育を実施したことにより、学区によっては、入園児が、定数を大きく割っているところもある。職員も正規保育士と臨時保育士の比率がアンバランスであることから、一部公立保育園の民営化を実施し、民営化しない公立保育園は、公立としての役割を明確にし、保育サービスを充実させることを検討することが望ましい。

今日まで公立保育園と法人立保育園は良好な関係にあり、保育内容にも差がないことから、公立保育園の正規・臨時保育士の人数・年齢構成等について法人立保育園との間で運営費の比較等検討を行い、「子どもたちにとってより良い方法で保育を保障する」という視点で民営化の議論を重ねてきた結果、今後、引き続き公立と法人立とが良好な経営関係を維持し幅広い質の高いサービスを提供していくためには、公立保育園の民営化が望ましいとの結論となった。

#### 4-1. 民営化する園及び移行時期について

民営化する園においては、利用者のニーズに応えられることや老朽化や旧耐震構造により建替えの必要な園とし、利用者（住民）には十分な説明責任を果たされたい。

本市においては、小学校区に1あるいは2園公立保育園を設置してきた。住民には地域の保育園での保育を望まれることが根強いことから、今後民営化する園にあっては住民への十分な説明が必要である。

また、保護者ニーズに応える保育を保障するため市内の公立・法人立の園が保育サービスの住み分けを行うとともに、利用者の選択肢を確保するうえにおいても公立の園が必要であり、各中学校区において存続すべきものとする。

尚、民営化の移行時期については、早期の対応が必要である。